

投資性の強い保険等 に関する政府令案の公表

制度調査部
金本 悠希

変額保険などに金融商品取引法が準用

【要約】

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。5月21日までパブリック・コメントに付される。

内容は多岐に渡り、本稿では、そのうち、金融商品取引法の行為規制が準用される、保険会社等が扱う投資性の強い保険契約に関する部分について扱う。

改正案のポイントは、投資性の強い保険契約に準用される行為規制が具体的に規定されたことと、排出権デリバティブ取引など、保険会社・保険子会社の業務範囲が拡大されていることである。

1. はじめに

2006年6月7日、証券取引法を金融商品取引法に改正することなどを内容とする、「証券取引法等の一部を改正する法律」「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が可決・成立した。

その中で、保険業法の改正も行われている。その主な内容は、変額保険・変額年金などの、投資性の強い保険契約に金融商品取引法の行為規制を準用することである¹。

2007年4月13日に、金融商品取引法制に関する政令案・内閣府令案等が金融庁によって公表された。そのなかで、保険業法施行令・保険業法施行規則の改正案も公表されており、本稿ではそれについて解説する。

2. 改正案のポイント

改正案のポイントは、以下の通りである。

投資性の強い保険契約に対する規制の横断化

保険会社の業務範囲の拡大

保険子会社の業務範囲の拡大

生命保険会社等が行う保険金信託業務において、投資性の強い信託に対する規制の横断化

¹ 拙稿「金融商品取引法法制における預金・保険の取扱い」（2006年8月31日付DIR制度調査部情報）参照

3 . 投資性の強い保険契約に対する規制の横断化の細則

保険業法の改正で、「特定保険契約」と定義される、投資性の強い保険契約には、金融商品取引法の行為規制が準用されることとなった（改正保険業法 300 条の 2）。この「特定保険契約」は、今回の改正案では、以下の範囲のものとされた（保険業法施行規則改正案 234 条の 2）。

変額保険・年金²
 解約返戻金変動型保険・年金³
 外貨建て保険・年金⁴

この特定保険契約には、原則として以下の金融商品取引法の行為規制が準用される⁵（改正保険業法 300 条の 2）。

広告等の規制（金融商品取引法 37 条）
 契約締結前・締結時の書面の交付義務（金融商品取引法 37 条の 3、37 条の 4）
 一定の場合における不招請勧誘・再勧誘の禁止など（金融商品取引法 38 条 3 号～6 号）
 損失補てんなどの禁止（金融商品取引法 39 条（ただし、3 項但書き、5 項は準用しない））
 適合性の原則等（金融商品取引法 40 条）

実際には、今回の改正案では適用されない。具体的には、[こちら](#)について（3）参照

これ以外にも、特定投資家を相手とする場合には一定の規制を免除するという規定も、特定保険契約に準用されている⁶（改正保険業法 300 条の 2、金融商品取引法 45 条）。

（1）広告等の規制

今回の改正案では、特定保険契約に準用される広告等の規制は以下の通りである。

保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約の締結などの広告等の表示事項として、以下の項目を表示（保険業法施行令改正案 44 条の 5、施行規則改正案 234 条の 17、234 条の 18）

a. 顧客が支払うべき対価⁷の合計額またはその計算方法（表示できない場合は、その旨とその理由）

² 運用実績連動型保険契約など、運用財産を特別勘定で経理するもの。保険業法施行規則 74 条、153 条に規定されている。

³ 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動により、解約返戻金の額が保険料の合計額を下回るリスクのあるもの

⁴ 保険契約者が事業者であっててん補すべき損害額を外国通貨をもって表示する外貨建て損害保険契約を除く

⁵ 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人または保険仲立人が行う特定保険契約の締結またはその代理・媒介に準用される。

⁶ 保険会社等、外国保険会社等、保険仲立人が行う特定保険契約又は顧客のために特定保険契約の締結の媒介を行うことを内容とする契約の締結について準用される。よって、他の行為規制と異なり、特定投資家制度は保険募集人が行う特定保険契約等には準用されない。

⁷ 手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わない

- b. 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標の変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合は、次の事項
 当該指標
 当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
- c. その他当該特定保険契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実

(2) 契約締結前・締結時の書面の交付義務

金融商品取引法の行為規制の準用により、特定保険契約を締結しようとするときは、あらかじめ、特定保険契約の概要などの事項を記載した書面を顧客に対して交付しなければならない。また、特定保険契約が成立したときなどは、遅滞なく、一定の書面を顧客に交付しなければならない(改正保険業法 300 条の 2、金融商品取引法 37 条の 3、37 条の 4)。

今回の改正案で、契約締結前・締結時に交付する書面の記載内容が詳細に定められている⁸(施行規則改正案 234 条の 23、234 条の 26)。

(3) 一定の場合における不招請勧誘・再勧誘の禁止など

改正保険業法では、金融商品取引法の規定が準用され、「当該特定保険契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものに限」り、不招請勧誘・再勧誘が禁止される(改正保険業法 300 条の 2、金融商品取引法 38 条 3 号～5 号)。

しかし、今回公表された保険業法施行令改正案では、この指定はなされていない⁹。つまり、現時点では、不招請勧誘・再勧誘などが禁止される特定保険契約はない。

(4) 保険業法施行規則改正案による禁止行為

保険業法施行規則改正案では、保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行う特定保険契約に関する販売・勧誘局面の禁止行為¹⁰として、以下の行為が定められている(施行規則改正案 234 条の 26)。

保険契約の締結又は保険募集に関する一般的禁止行為¹¹

⁸ 書面の記載事項は、契約締結前に交付する書面の記載事項に関しては、監督指針に規定する「契約概要」「注意喚起情報」等との関係をふまえて記載事項が整理されている。また、契約締結時に交付する書面の記載事項に関しては、保険証券等の記載事項を勘案して記載事項が調整されている。

⁹ なお、金融商品取引法施行令改正案では、不招請勧誘の禁止は店頭金融先物取引に適用され、再勧誘の禁止は金融先物取引全般に適用される(金融商品取引法施行令改正案 16 条の 4)。

¹⁰ 保険会社等、外国保険会社等、保険募集人及び保険仲立人が行なう特定保険契約に関する業務には、金融商品取引法の販売・勧誘局面の禁止行為が準用される。

¹¹ 保険業法施行規則 234 条 1 項に、保険契約者などに対して、保険契約等に関する事項で、その判断に影響を及ぼす重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げる行為などさまざまな禁止行為が規定されている。

保険募集人等である銀行等に関する禁止行為¹²

「契約締結前書面」を理解されるため必要な程度・方法¹³により説明しないこと

(5) 特定投資家制度に関する規定

特定投資家制度とは、機関投資家などの投資の「プロ」を特定投資家と定義し、特定投資家を相手とする場合には、一定の行為規制を免除するというものである。具体的には、特定保険契約に関して、特定投資家を相手とする場合には、広告等の規制、契約締結前・締結時の書面の交付義務などの行為規制は準用されないこととなる。

特定投資家制度には、選択が認められている。つまり、特定投資家のうち一定の者は一般投資家に移行し、一般投資家のうち一定の者は特定投資家に移行することが認められる（改正保険業法 300 条の 2、金融商品取引法 34 条の 2～4）。

この特定投資家制度における、移行の申出等は「契約の種類」を単位としている。つまり、一定の条件を満たす投資家は、「契約の種類」ごとに特定投資家を選択するか、一般投資家を選択するかを決定できる。保険業法施行規則改正案では、特定保険契約については、「特定保険契約」が 1 つの単位（＝「契約の種類」）とされている（保険業法施行規則改正案 234 条の 3）。

つまり、特定保険契約のうち、変額保険については一般投資家を選択するが、外貨建て保険については特定投資家のままでいるといったことはできない。一般投資家に移行するなら、特定保険契約全体について一般投資家として扱われることとなる¹⁴。

4 . 保険会社の業務範囲の拡大

保険業法施行規則改正案では、保険会社の付随業務として以下のものが追加されている（施行規則改正案 52 条の 3）。

排出権デリバティブ取引（排出権取引の媒介・コンサルティング業務も付随業務として容認）

5 . 保険子会社の業務範囲の拡大

保険業法施行規則改正案では、保険子会社の業務範囲が以下のように拡大されている。

¹² 信用を供与して変額保険・年金を販売する場合に、リスク説明、同意取得をしないこと。

¹³ リスク情報等について顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度

¹⁴ ただし、業者ごとに移行することができるので、変額保険を契約する A 業者との関係では一般投資家に移行するが、外貨建て保険を契約する B 業者との関係では特定投資家のままでいるといったことは可能である。

証券専門会社の業務範囲を拡大（金融商品取引業の全般を対象化）（施行規則改正案 56 条）
 金融関連業務として、排出権取引・排出権デリバティブ取引を追加（施行規則改正案 56 条の 2）

6．生命保険会社等が行う保険金信託業務において、「投資性の強い信託」に対する規制の横断化

今回の金融商品取引法法制においては、「投資性の強い保険」だけでなく、「投資性の強い信託」についても、金融商品取引法の行為規制が準用されている（改正信託業法 24 条の 2）。

それにともない、生命保険会社等が行う保険金信託業務においても、「投資性の強い信託」は、「特定信託契約」と定義され、金融商品取引法の行為規制が準用されている。

生命保険会社等が行う保険金信託業務における特定信託契約とは、以下のものである（保険業法施行規則改正案 52 条の 13 の 2）

以下の信託以外の信託にかかる信託契約

公益信託

元本補てん型信託等

一般預金等のみで運用する信託契約のうち一定のもの

管理型信託

物・権利の管理・処分信託

保険業法施行規則改正案では、特定信託契約には、広告等の規制、契約締結前の書面の交付義務、損失補てん等の禁止といった行為規制が準用される（保険業法施行規則改正案 52 条の 13 の 2、保険業法 99 条 8 項、改正信託業法 24 条の 2）。

特定保険信託に準用される、これらの行為規制について、保険業法施行規則改正案では以下のように規定されている（内容については、「3．投資性の強い保険契約に対する規制の横断化の細則」も参照）。

以下の場合等に、契約締結前の書面交付義務を適用除外（施行規則改正案 52 条の 13 の 21）

同一内容の特定信託契約について契約締結前交付書面を交付している場合で、当該顧客から交付を要しない旨の意思の表明があった場合

生命保険会社が行う特定信託契約に関する販売・勧誘局面の禁止行為として、以下の行為を定める（施行規則改正案 52 条の 13 の 23）

a. 信託の引受けに関する一般的禁止行為¹⁵

¹⁵ 以下の行為である（保険業法施行規則第 52 条の 13）

委託者に対し、信託契約に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させる

- b. 契約締結前書面の交付に際し、リスク情報などについて顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明しないこと
- 特定投資家制度について、移行の申出等の単位となる「契約の種類」は、特定信託契約の1種類(施行規則改正案52条の13の3)

7. 今後の見通し

今回公表された保険業法施行令改正案・施行規則改正案は、2007年5月21日までパブリック・コメントに付された後、確定する。

改正保険業法の施行は、金融商品取引法の施行日と同じ、2007年12月13日までの政令で定める日¹⁶である。しかし、金融庁のホームページでは、2007年9月ころを予定しているとされている¹⁷。

おそれのあることを告げ、又は表示する行為

自己又はその利害関係人の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為その他の自己又は利害関係人の取引上の優越的な地位を不当に利用して信託契約を締結する行為

その他法令に違反する行為

¹⁶ 「証券取引法等の一部を改正する法律」が公布(2006年6月14日)されてから、1年6ヶ月を超えない政令で定める日

¹⁷ <http://www.fsa.go.jp/news/18/syouken/20070413-3.html>